年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和6年2月 14 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2300128 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300050 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 39 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和 59 年７月頃から昭和 60 年３月頃まで

請求期間について、Ａ事業所に勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第３　判断の理由

請求者のＡ事業所における雇用保険の被保険者記録及びＢ国民健康保険組合の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間頃に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、請求期間後の平成２年 12 月１日にＡ’事業所として厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 28 年９月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることが確認できる上、事業主の妻は、当該事業所は廃業し、資料も廃棄していることから、請求者の請求内容について確認することができないこと、及び当該事業所が平成２年にＣ法人となり、厚生年金保険の適用事業所になる前は、従業員に同保険を適用させておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨を述べている。

さらに、請求者は、請求期間当時の同僚二人の名前を挙げているところ、いずれも請求期間当時に当該事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、当該事業所において厚生年金保険に加入した記録はない上、このうち生存及び所在が確認できた一人に照会したものの、回答が得られないことから、請求者の請求内容について確認することができない。

加えて、当該事業所がＡ’事業所として厚生年金保険の適用事業所となった平成２年 12 月１日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員二人（事業主及びその妻を除く。）に照会したところ、いずれも平成２年 12 月１日より前から当該事業所に勤務していたと回答しており、このうち一人は、当初は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったが、その後、事業主及びその妻から、当該事業所がＣ法人になることに伴って厚生年金保険にも加入することになる旨の説明を受けたと述べている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを

認めることはできない。